令和5年第7回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年7月7日(金)午後3時30分

場 所 別府市役所 4F-1会議室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1議事録署名委員の指名

日程第2議事

議案第1号

農地法第4条第1項の規定による許可申請(一時転用)の審議について

議案第2号

農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第3号

別府市農業委員会総会会議規則の全部改正について

議案第4号

別府市農業委員会調査会設置及び調査規程の全部改正について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号

証明願に対する証明事項の報告について

報告第3号

開発行為事前協議申入等に対する協議結果の報告について

出席委員 7名

1番 久保 賢一2番 佐藤 進蔵3番 後藤 利夫4番 小畑 義宏5番 齊藤 孝一6番 藤内 宣幸7番 星野 賢一※ 番号は議席番号

出席職員 主査 吉岡 千紘 主査 加藤 満江

午後3時30分 開会

(事務局)只今より令和5年第7回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長)皆さんこんにちは。本日は、農地利用最適化推進員の皆さんもご出席頂き、ありがとうございます。私たち、第24回別府市農業委員会の任期が7月19日までですので、残すところわずかとなりました。続投する方、勇退される方いらっしゃいますが、私たちは農業という強い繋がりがございます。何かあれば、今までと同じように協力して、今後の農業を盛り上げて参りたいと思っております。改めて、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様に、この3年間のご協力を感謝申し上げます。

それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務め させていただきますので、よろしくお願いいたします。では、本日の総会議事録署名委員の 選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)異議なし

(議長)ご異議がないようでありますので、6番委員、7番委員を指名いたします。よろしくお願いします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行います。議案につきましては、事前に皆さんに送付しているとの事でありますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(一時転用)の審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議長)それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号

申請番号1 申請人 別府市の方です。区分、市街化調整区域。申請の土地、大字内竈、田、現況休耕田、外2筆、計 2,986 ㎡です。施設の概要 基盤整備をして農地として利用 2,986 ㎡ そのうち約 500 ㎡は現況のまま利用。転用の時期 許可あり次第から令和 6 年 3 月 31 日まで、農閑期に行う。理由 耕作不便なため平坦になるように整備する。田 4 枚から6枚程度。5 月の総会の 3 条許可の案件と同じ農地で、新たに所有者となった方から今度は基盤整備のための一時転用許可申請が出たということになります。お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。2ページが事業計画書です。雑木、カヤ株が多数あり、耕作に適さない状況でありトラクター等での機械作業が困難なため、基盤整備が必要、市道からの進入も容易で、周囲の景観にも支障はないとのことです。現況のまま利用の 500 ㎡は、前所有者のときから棚田オーナー制度という、所有者が管理するので農地法上の貸借の許可が不要な市民農園のようなもののようですが、今もそこは他の方が耕作しているということでした。3ページが字図、4ページが位置図、5ページが見取図です。申請地の周囲には農地が存在しま

すが、隣接農地の所有者からの同意が取れており、影響はないものと判断されます。排水に関しては本人が水利組合長なので、水利組合の会計の方からの同意が取れています。 以上のことにより、周辺農地への影響はないものと考えられます。転用に関する費用は重機等のリース代、オペレーター代、草刈り代その他等で2,045千円となっております。資金は全額自己資金で実施する計画であり、必要金額を超える銀行の通帳の写しの添付があり、転用の実現性は問題ありません。都市計画法上の宅造等に関する手続きが必要ないことは都市計画課に確認しております。その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。工事期間は許可日から令和6年3月31日までの農閑期に行うとのことで、転用は確実であるとお聞きいたしました。許可基準は、運用通知の第2の1の(1)のカの(イ)の「第2種の農地の許可」に該当します。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の4番委員から補足説明をお願いいたします。

(4番委員)5月の頭に農業委員全員で現地確認をいたしました。現況は、奥の4枚は水田として、その他を基盤整備すると聞いております。特には問題が無いと思っております。

(議長)只今、4 番委員からの補足説明が終わりました。議案第1号申請番号1番について、 何かご意見、ご質問はございませんか。

(6番委員)5月の12日に現地確認と、本人からの話も伺い、事務局の指導により申請したわけですから、問題ないと思いなす。

(議長)只今、6番委員から問題ないとの意見が出ましたが、他にございませんか。

(5番委員)基盤整備ということですが、段差はどれほどになるのでしょうか。

(4番委員)2mくらいだと思います。

(議長)他に、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承

認することに決定いたしました。続いて、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、それでは議案の3ページをお開きください。議案第2号申請番号1 譲渡人 別府市の方、譲受人も別府市の方です。区分、市街化調整区域農振地域・農用地区域内。 申請の土地、大字浜脇、田、現況荒地、68 ㎡です。理由 譲渡人、農耕作ができず、維持 管理が大変なため。譲受人、自宅敷地に自営の重機と農業用重機の置場がなく困っている ため。以上です。お配りしている総会議案資料をご覧ください。6ページは申請書です。議 案と重複しますので、説明は省略します。7ページが事業計画書です。事業の概要のところ ですが、土地購入予定者の農業用重機とありますが、正確には譲受人の妻の父の農業用 機械のことだそうです。8ページが字図、9ページが位置図、10ページが見取図です。申 請地の周囲には農地が存在しますが、隣接農地の所有者からの同意が取れており、影響 はないものと判断されます。排水に関しては、この辺りの農地はほとんど荒れており、水利 組合がないということで、自治委員の方からの同意が取れています。以上のことにより、周 辺農地への影響はないものと考えられます。転用に関する費用は土地代、駐車場整備費 用で 2,500 千円となっております。資金は全額自己資金で実施する計画であり、必要金 額を超える銀行の通帳の写しの添付があり、転用の実現性は問題ありません。都市計画法 上の宅造等に関する手続きが必要ないことは都市計画課に確認しております。その他、転 用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。工事期間は許可日から令和 5 年 10 月 31 日までを予定しており、転用は確実であるとお聞きいたしました。許可基準は、運用通 知の第2の1の(1)のカの(イ)の「第2種の農地の許可」に該当します。以上です。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の7番委員から補足説明をお願いいたします。

(7番委員)内容自体は事務局の説明のとおりです。4年ほど前にすぐ上の農地でも転用案件がありました。農業用重機を置くとのことですので問題ないと思います。

(議長)ありがとうございました。只今、7番委員からの補足説明が終わりました。議案第2 号申請番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(6番委員)申請人は、今まで重機をどこに置いていたのですか。

(事務局)今までは、市街化区域内に置いていたのですが、賃貸料が高いので今回の申請をしたとのことです。

(議長)6番委員よろしいですか。他にご意見・ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第2号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第2号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続いて、議案第3号「別府市農業委員会総会会議規則(平成2年別府市農業委員会規則第1号)の全部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)それでは、議案第3号別府市農業委員会総会会議規則の全部改正についてご説明いたします。あらかじめ配布させていただいております案をご覧ください。3ページ改正理由のとおりでございます。第1条にて、この規則は、農業委員会等に関する法律に定めるもののほか、必要な事項を定めるとし、法に定められているものについては、重複をさけ削除し、シンプルにいたしております。標題も「別府市農業委員会総会規則」と変更いたしました。以上でございます。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。議案第3号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)特になし。

(議長)他にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第3号について申請のと おり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第3号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。次に、議案第4号「別府市農業委員会調査会設置及び調査規程(昭和35年別府市農業委員会告示第4号)の全部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)はい、ご説明いたします。議案第3号のご承認をいただいたところですが、それに伴いまして別府市農業委員会調査会設置及び調査規程も引用する条文や、委員会の構成人数等を変更するため、全部改正といたしました。また、「別府市農業委員会調査会規程」と標題も変更しております。以上でございます。

(議長)只今、事務局の説明が終わりました。議案第4号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員)なし

(議長)ご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第4号について申請のとおり 承認することにご異議ありませんか。

(各委員)異議なし

(議長)異議なしとのことであります。議案第4号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号2について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から番号6について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。

続きまして、報告第2号「証明願に対する証明事項の報告について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。続きまして報告第3号「開発行為事前協議申 入等に対する協議結果の報告について」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)特になし

(議長)特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(議長)特にご意見、ご質問等がなければ、以上をもちまして、全て終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時 12 分	上記会議の顛末を録し、	相違ないので	罢夕をする
工役任时 14 刀	上山古城が紀外と郷し、	「旧歴なりひたし	白石こりつ。

議長	議	長	
m / ~ =			
署名委員	 6 番	議員	

署名委員 ______7 番 議 員